

令和８年度 龍ヶ崎市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成２４年法律第５０号。以下「法」という。）第９条の規定に基づき、市が障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るために必要な方針を定めるものである。

１ 障がい者就労施設等からの物品等の調達に関する基本的考え方

障がい者就労施設等に就労する障がい者の自立の促進を図るためには、施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）に対して、市が優先的・積極的な調達に努めることにより、障がい者就労施設等への需要の増進を図ることが重要である。

このため市は、毎年度、障がい者就労施設等からの物品等の調達に関して、これまでの発注実績等を参考として達成すべき調達方針を作成し、この調達方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。

また、会計年度終了後、遅滞無く調達の実績の概要を取りまとめ、公表するものとする。

２ 適用範囲

この調達方針は、市及び議会（以下「執行機関等」という。）について適用する。

３ 障がい者就労施設等からの物品等の調達方法

- (1) 執行機関等に法の趣旨を周知するとともに、障がい者就労施設等の受注可能物品等の情報提供を行うことにより、円滑に障がい者就労施設等へ発注することができるよう努めるものとする。
- (2) 発注については、施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定等に努めるものとする。
- (3) 必要に応じて、共同受注窓口の機能を有する茨城県共同受発注センターを活用し、発注内容を複数の障がい者就労施設等で対応することにより、施設等への発注機会の拡大に努めるものとする。

４ 障がい者就労施設からの物品等の令和８年度調達目標

令和８年度の調達目標額 １，０００，０００円以上

今年度の調達目標を設定するに当たり、庁内各部署の本年度の事業予定に基づく調達見込を調査した結果を踏まえ、本年度の調達目標を「１，０００，０００円以上」とした。

5 障がい者就労施設等の物品等の供給に関する情報提供

障がい者就労施設等が供給する物品等に関して市公式ホームページ等に掲載し、執行機関等以外の官公庁等からの発注について円滑化を図るとともに、障がい者就労施設等の受注機会の拡大に努めるものとする。

6 公契約における障がい者の就業を促進するための措置

物品等の調達のほか、市が締結する契約において、障がい者である労働者を雇用している事業者に対する優先的な取扱い等の実効性について研究するものとする。

7 調達方針に基づく担当窓口

本調達方針の担当窓口は、福祉部障がい福祉課とする。ただし、公契約に関する窓口は、総務部財政課契約指導検査グループとする。